京都府～鹿児島県	（略）	（略）

備考　（略）

京都府～鹿児島県	（略）	（略）

備考　（略）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号の規定は、平成二十年産の麦に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号又は第四条第一項の交付金（以下「交付金」という。）から適用するものとし、平成二十九年以前の年産の麦に係る交付金については、なお従前の例による。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第二十号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成三十年七月二日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号の前に次の一号を加える。

十二　ＫＭバイオロジクス株式会社

人事院公示第７号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）第３条第４項、第４条第３項、第６条第１項及び第２項第１号並びに第８条第３項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成30年７月２日　　人事院総裁　一宮なほみ

1　次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　人事院規則８―18（採用試験）（以下「規則」という。）第３条第４項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。	1　人事院規則８―18（採用試験）（以下「規則」という。）第３条第４項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　内閣官房令第２条第３号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 総務省経験者採用試験（係長級（技術））	（新設）
四　内閣官房令第２条第４号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 外務省経験者採用試験（書記官級）	三　内閣官房令第２条第３号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 外務省経験者採用試験（書記官級）
五　内閣官房令第２条第５号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）	四　内閣官房令第２条第４号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）
六　内閣官房令第２条第６号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））	五　内閣官房令第２条第５号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））
七　内閣官房令第２条第７号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 経済産業省経験者採用試験（課長補佐級（事務））	六　内閣官房令第２条第６号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 経済産業省経験者採用試験（課長補佐級（事務））
八　内閣官房令第２条第８号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	七　内閣官房令第２条第７号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））
九　内閣官房令第２条第９号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 観光庁経験者採用試験（係長級（事務））	八　内閣官房令第２条第８号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 観光庁経験者採用試験（係長級（事務））
十　内閣官房令第２条第10号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（技術））	九　内閣官房令第２条第９号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第３条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（技術））
2～7　（略）	2～7　（略）